

議案第31号

債権の放棄について（都市整備局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債務者 3の各号の表に掲げる各債務者
- 2 債権の内容 市営住宅の入居に係る損害金債権
- 3 放棄する債権の額 次の各号に掲げる放棄の理由ごとに当該各号の表に掲げる損害金の額の合計金33,732,534円

(1) 債務者らが破産しており、当該債務を弁済することができる見込みがないため

	債務者名	住 所	損害金の額
1	伊藤 美知子	大阪市住吉区沢之町1丁目3番29号サニーハイツ201号	金137,586円
2	里見 忠男	大阪市平野区加美東5丁目5番25号中川文化2階202号室	金198,793円
3	和田 茂明	大阪府松原市高見の里1丁目5番24号	金298,426円
4	野崎 正憲	大阪市住之江区浜口西1丁目15番7号	金1,082,400円

(2) 債務者らが死亡し法定相続人が存在せず、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

	債務者名	住 所	損害金の額
1	松田 潤	大阪市住吉区我孫子5丁目7番1-108号	金1,831,573円
2	濱田 紘	大阪市旭区高殿3丁目32番1-502号	金2,141,443円

3	西田 英昭	大阪市東淀川区菅原4丁目1番32-203号	金1,394,626円
---	-------	-----------------------	-------------

(3) 債務者らの所在が不明であり、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

	債務者名	住 所	損害金の額
1	吉田 正	大阪市住之江区新北島4丁目1番2-601号	金2,059,620円
2	木村 雄二	大阪市住之江区平林南2丁目2番2-805号	金871,172円
3	井岡 一友	大阪市東淀川区豊里5丁目15番3-106号	金996,893円
4	小笠原 稔	大阪市平野区长吉出戸2丁目6番24-406号	金1,111,990円
5	真鍋 善人	大阪市平野区长吉六反5丁目6番14-412号	金564,066円
6	谷口 正	大阪市平野区瓜破東2丁目1番1-305号	金550,509円
7	横尾 明	大阪市平野区喜連西4丁目5番40-101号	金554,317円
8	横尾 順子	大阪市平野区喜連西4丁目4番23号	金554,316円
9	野口 成代	大阪市東淀川区小松5丁目6番3-403号	金495,840円

10	足立 文明	大阪市平野区长吉出戸7丁目7番3-503号	金425,516円
11	原 千春	大阪市東淀川区南江口3丁目2番5-408号	金131,382円
12	亀山 文江	大阪市浪速区浪速西2丁目2番1-1107号	金388,267円
13	北岡 茂	大阪市東淀川区井高野1丁目4番3-307号	金325,533円
14	齊藤 茂	大阪市平野区瓜破西3丁目12番22-102号	金355,350円
15	村井 豊	大阪市住之江区新北島4丁目2番4-217号	金276,918円
16	秋月 憲治	大阪市都島区毛馬町2丁目11番11-905号	金160,967円
17	千葉 徹	大阪市住之江区南港中2丁目8番31-605号	金1,145,638円
18	洪 順子	大阪市旭区高殿3丁目26番2-905号	金3,150,185円
19	山本 直江	大阪市住之江区御崎4丁目4番6-704号	金1,844,051円
20	山本 芳子	大阪市鶴見区茨田大宮4丁目23番20-709号	金988,937円
21	松尾 卓巳	大阪市平野区瓜破西3丁目12番20-406号	金130,470円

22	波 幸一	大阪市平野区长吉六反5丁目6番14-312号	金395,249円
23	下田 勲	大阪市平野区喜連東4丁目6番17-502号	金836,838円
24	三井 美雪	大阪市平野区瓜破東2丁目3番14-503号	金180,893円
25	大海 正雄	大阪市淀川区西三国1丁目7番2-101号	金140,612円
26	西村 光憲	大阪市平野区长吉長原西4丁目1番9-308号	金453,666円
27	西島 岸男	大阪市住之江区東加賀屋1丁目17番3-501号	金778,322円
28	森岡 孝和	大阪市東成区玉津1丁目5番20号	金875,619円
29	井澤 定子	大阪市東淀川区井高野1丁目4番6-306号	金930,133円
30	松浦 武春	大阪市浪速区浪速東3丁目11番4-504号	金257,725円
31	池田 正二	大阪市東淀川区淡路1丁目1番1-217号	金140,822円
32	徳田 実	大阪市西成区萩之茶屋1丁目3番23-1220号	金454,054円
33	村井 未己	大阪市西淀川区柏里3丁目2番7-308号	金1,043,100円

34	多賀 美樹	大阪府池田市神田 2 丁目 1 番 1 号	金352,193円
35	高澤 透	大阪市鶴見区鶴見 2 丁目20番 3 - 502号	金1,190,419円
36	村上 聖基	大阪市港区南市岡 2 丁目12番 7 号	金926,641円
37	馬城 修	大阪市西成区花園北 1 丁目 2 番13号	金609,464円

4 放棄の理由 3の各号に掲げる理由

平成30年 2 月 9 日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

市営住宅の入居に係る各債務者に対する損害金債権を放棄するため、この案を提出する次第である。